法定準備金取崩しにかかる会計・税務

昨年の商法改正により、法定準備金の減少のとり扱いが、つぎのとおり変更されてい ます。

- 1. 利益準備金の積立限度額:資本の25% 資本準備金と併せて資本の25%
- 2. 株主総会の決議で、(資本準備金と利益準備金の合計 資本×25%)を限度として、 資本準備金または利益準備金を減少することができる。
 - 法定準備金を取崩した場合、取崩額は配当可能利益を構成するため、配当や自己 株式取得の原資とすることができます。
- (1) 法定準備金を取崩した場合の手続き・会計・税務のとり扱い

1 招集通知に議案の要領を記載。			
₹。			
手			
* 最短でも、総会決議より1ヶ月は必要です。			
十算書			
计損益			
税務			
•			

- * 資本準備金と利益準備金の取崩しの順序はなく、どちらを先にするかは決議の自由です。
- (2) 法定準備金の取崩しを原資として配当した場合
 - 1)利益準備金を取崩した場合 通常の配当の場合と同様です。
 - 2)資本準備金を取崩した場合の留意点

会 社 側 会計処理 その他資本剰余金が減少

> 税務上は、利益積立金の減少()とされるため、別表5(1) 税務上

> > での調整が必要となります。

株主側 会計処理 配当の基因となった株式が

(法人の場合) (原 則) イ)売買目的有価証券の場合 受取配当金

口)その他の有価証券の場合 当該株式の帳簿価額を減額

受取配当金となります。(現在、税法の改正がないため) その他の有価証券の場合 申告調整が必要となります。 税務上

お見逃しなく!

- 1. 配当財源については、法定準備金の減少決議を行った総会後の債権者保護手続きが完了 した後の定時総会決議により、取崩原資を利益処分で配当に充当できます。
- 2. 自己株式の取得財源については、法定準備金の減少決議を行った定時総会において自己 株式の取得決議もした場合、取崩原資を取得財源=配当可能利益に加えることができま す。
- 3. 欠損填補のための法定準備金の取崩しについては、債権者保護手続きが要件ではないた め、株主総会の決議をもって効力が発生します。